

議員提出議案第三号 東京都子ども基本条例に対する修正案

議員提出議案第三号 東京都子ども基本条例の一部を次のように修正する。

前文中「東京が持続可能な発展を続けていく原動力は、時代を切りひらく「人」であり、今と未来を担う子どもは、人が輝く東京の活力の源泉である。」を削る。

第三条中「認識の下」の下に「、子どもの権利条約の精神にのっとり」を加え、「最大限に」を削る。

第十六条を第十八条とし、第十三条から第十五条までを二条ずつ繰り下げ、第十二条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(こどもの権利の救済)

第十四条 都は、こどもの健やかな成長を支援するため、権利侵害その他の不利益を受けた場合において、こどもの救済を図ることができるよう、専門的知見に基づいて適切かつ迅速に解決されるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第十一条を第十二条とする。

第十条中「環境の整備を図る」を「措置を講ずる」に改め、同条を第十一条とする。

第九条中「最大限に」を削り、「ことができ」を「権利が保障され」に、「環境の整備を図る」を「必要な措置を講ずる」に改め、同条を第十条とする。

第八条を第九条とする。

第七条中「意欲」の下に「や学ぶ権利」を加え、同条を第八条とする。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(こどもの権利)

第四条 都は、こどもの生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利を保障し、擁護するための施策

を推進するものとする。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の二項を加える。

（検討）

2 この条例の施行後三年を経過した場合において、この条例の施行の状況及び子どもを取り巻く状況等について検討し、時代の要請に適合するものとするために必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の検討を行うに当たっては、子どもの意見を反映させるため、子どもの意見を聴く機会を設けるものとする。

（提案理由）

こどもの権利条約を東京で実現するために、こどもの権利を明確にするとともに、その権利の救済の実効性を高める必要がある。

修 正 案

原 案

<p>こどもは、大いなる可能性を秘めたかけがえない存在である。</p> <p>社会の宝であるこどもは、また社会の一員でもあり、あらゆる場面において権利の主体として尊重される必要がある。</p> <p>こどもの権利条約（児童の権利に関する条約をいう。以下同じ。）では、こどもに対するあらゆる差別の禁止、こどもの最善の利益の確保、生命・生存・発達への権利及びこどもの意見の尊重を一般原則としている。</p> <p>全てのこどもが誰一人取り残されることなく、将来への希望を持って、伸び伸びと健やかに育っていく環境を整備していかなければならない。</p> <p>「こどもを大切にする」視点から、こどもの権利条約の精神にのっとり、こどもの目線に立った政策を推進していくことは、様々な人が共に暮らす、多様性に富んだ国際都市東京の使命である。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症は人々の生活に大きな変化をもたらし、とりわけこどもへの影響は顕著である。いかなる状況下においても、こどもの幸福を追求していくことが何より重要であり、東京都がなすべき責務を明らかにしなければならぬ。</p> <p>こうした認識の下、こどもの笑顔があふれる社会の実現に向けた基本理念及び東京都が取り組むべき施策の基本となる事項を定め、こどもの健やかな成長に寄与することを目指し、この条例を制定する。</p> <p>第一条及び第二条（原案のとおり）</p> <p>（基本理念）</p> <p>第三条 こどもは大いなる可能性を秘めたかけがえない存在であるとの認識の下、こどもの権利条約の精神にのっとり、こどもを権利の主体として尊重し、こどもの最善の利益を最優先とすることで、全てのこどもが、今と将来への希</p>	<p>東京が持続可能な発展を続けていく原動力は、時代を切りひらく「人」であり、今と未来を担うこどもは、人が輝く東京の活力の源泉である。</p> <p>こどもは、大いなる可能性を秘めたかけがえない存在である。</p> <p>社会の宝であるこどもは、また社会の一員でもあり、あらゆる場面において権利の主体として尊重される必要がある。</p> <p>こどもの権利条約（児童の権利に関する条約をいう。以下同じ。）では、こどもに対するあらゆる差別の禁止、こどもの最善の利益の確保、生命・生存・発達への権利及びこどもの意見の尊重を一般原則としている。</p> <p>全てのこどもが誰一人取り残されることなく、将来への希望を持って、伸び伸びと健やかに育っていく環境を整備していかなければならない。</p> <p>「こどもを大切にする」視点から、こどもの権利条約の精神にのっとり、こどもの目線に立った政策を推進していくことは、様々な人が共に暮らす、多様性に富んだ国際都市東京の使命である。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症は人々の生活に大きな変化をもたらし、とりわけこどもへの影響は顕著である。いかなる状況下においても、こどもの幸福を追求していくことが何より重要であり、東京都がなすべき責務を明らかにしなければならぬ。</p> <p>こうした認識の下、こどもの笑顔があふれる社会の実現に向けた基本理念及び東京都が取り組むべき施策の基本となる事項を定め、こどもの健やかな成長に寄与することを目指し、この条例を制定する。</p> <p>第一条及び第二条（略）</p> <p>（基本理念）</p> <p>第三条 こどもは大いなる可能性を秘めたかけがえない存在であるとの認識の下、こどもを権利の主体として最大限に尊重し、こどもの最善の利益を最優先とすることで、全てのこどもが、今と将来への希望を持って伸び伸びと健やか</p>
---	--

望を持って伸び伸びと健やかに育っていけるよう、社会全体で子どもを育む環境を整備していかなければならない。

(子どもの権利)

第四条 都は、子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利を保障し、擁護するための施策を推進するものとする。

第五条 (原案のとおり)

第六条 (原案のとおり)

第七条 (原案のとおり)

(子どもの学び、成長への支援)

第八条 都は、子どもの学ぶ意欲や学ぶ権利を尊重し、子どもの可能性を最大限に伸ばすことができるよう、一人一人の個性に着目し、自立性や主体性を育むために必要な環境の整備を図るとともに、子どもに寄り添ったきめ細かな支援に取り組むものとする。

第九条 (原案のとおり)

(子どもの意見表明と施策への反映)

第十条 都は、子どもを権利の主体として尊重し、子どもが社会の一員として意見を表明する権利が保障され、かつ、その意見が施策に適切に反映されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(子どもの参加の促進)

第十一条 都は、子どもが社会の一員として尊重され、年齢及び一人一人の発達段階に応じ、学校や地域社会等に参加することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

第十二条 (原案のとおり)

第十三条 (原案のとおり)

(子どもの権利の救済)

第十四条 都は、子どもの健やかな成長を支援するため、権利侵害その他の不利益を受けた場合において、子どもの救済を図ることができるよう、専門的知見に基づいて適切かつ迅速に解決されるようにするために必要な措置を講ずるよ

に育っていけるよう、社会全体で子どもを育む環境を整備していかなければならない。

(新設)

第四条 (略)

第五条 (略)

第六条 (略)

(子どもの学び、成長への支援)

第七条 都は、子どもの学ぶ意欲を尊重し、子どもの可能性を最大限に伸ばすことができるよう、一人一人の個性に着目し、自立性や主体性を育むために必要な環境の整備を図るとともに、子どもに寄り添ったきめ細かな支援に取り組むものとする。

第八条 (略)

(子どもの意見表明と施策への反映)

第九条 都は、子どもを権利の主体として最大限に尊重し、子どもが社会の一員として意見を表明することができる、かつ、その意見が施策に適切に反映されるよう、環境の整備を図るものとする。

(子どもの参加の促進)

第十条 都は、子どもが社会の一員として尊重され、年齢及び一人一人の発達段階に応じ、学校や地域社会等に参加することができるよう、必要な環境の整備を図るものとする。

第十一条 (略)

第十二条 (略)

(新設)

う努めるものとする。

第十五条 (原案のとおり)

第十六条 (原案のとおり)

第十七条 (原案のとおり)

第十八条 (原案のとおり)

附則

(施行期日)

1] この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(検討)

2 この条例の施行後三年を経過した場合において、この条例の施行の状況及び
子どもを取り巻く状況等について検討し、時代の要請に適合するものとするた
めに必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の検討を行うに当たっては、子どもの意見を反映させるため、子どもの
意見を聴く機会を設けるものとする。

第十三条 (略)

第十四条 (略)

第十五条 (略)

第十六条 (略)

附則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。